

# 保険法の現代化について

—保険法研究会取りまとめ—

平成18年8月

## 目次

第1	現代化の基本方針	1
1	実質改正	1
2	現代語化	1
第2	保険契約の意義	1
1	損害保険契約	1
2	生命保険契約	2
3	傷害・疾病保険契約	2
第3	各保険契約に共通の事項	2
1	保険契約の成立	2
(1)	遡及保険契約	2
(2)	保険証券	3
(3)	他人のためにする保険契約	4
(4)	危険に関する重要な事実についての不告知等による解除（いわゆる告知義務違反による解除）	4
(5)	他の保険契約の存在及び内容等についての不告知等による解除（いわゆる他保険契約の告知義務違反による解除）	5
2	保険契約に基づく給付	6
(1)	保険料の支払時期及び支払場所	6
(2)	保険料不可分の原則	6
(3)	消滅時効期間	6
3	保険契約の変動	7
(1)	危険の増加	7
(2)	危険の減少	8
(3)	保険者の破産	9
(4)	他人のためにする保険契約における保険契約者の破産	9
4	保険契約の終了	9
(1)	保険契約者による任意解除	9
(2)	解除の効果	9
第4	各保険契約に固有の事項	10
1	損害保険契約	10
(1)	損害保険契約に共通の事項	10
ア	被保険利益	10
イ	他人のためにする損害保険契約	10
ウ	免責	11

エ	保険金額が保険価額を超える場合の保険料等減額請求	11
オ	損害額の算定	11
カ	一部保険	12
キ	評価済保険	12
ク	重複保険	12
ケ	損害防止義務	13
コ	損害発生のお知らせ義務	13
サ	損害発生後における保険の目的物の滅失	14
シ	保険金の支払時期	14
ス	残存物代位（保険の目的物の代位）	14
セ	請求権代位（第三者に対する権利の代位）	14
ソ	保険の目的物の譲渡	15
タ	重大事由による解除	15
(2)	各損害保険契約に固有の事項	15
ア	火災保険契約	15
	（7）火災による損害のてん補	15
	（イ）保険証券の記載事項	16
	（ウ）消防・避難による損害のてん補	16
イ	運送保険契約	16
ウ	責任保険契約	16
	（7）保険者の責任	16
	（イ）保険者に対する被害者の権利	17
エ	再保険契約	18
2	生命保険契約	18
(1)	他人の死亡の生命保険契約等における被保険者の同意	18
(2)	免責	18
(3)	被保険者死亡のお知らせ義務	19
(4)	他人のためにする生命保険契約	19
	ア 保険金受取人の指定又は変更の意思表示	19
	イ 保険金受取人の死亡	20
(5)	保険金の支払時期	20
(6)	保険金受取人による保険契約者の地位の承継（いわゆる介入 権）	20
(7)	重大事由による解除	21
3	傷害・疾病保険契約	21

(1) 他人の傷害・疾病等の保険契約等における被保険者の同意	22
(2) 免責	22
(3) 傷害・疾病等の発生の通知義務	22
(4) 重大事由による解除	22
(5) その他の規律	23
第5 その他	23
1 規定の性質（強行規定性）	23
2 必要な規定の整備	23

## 第1 現代化の基本方針

### 1 実質改正

最近の社会経済情勢に対応するため、「保険法の現代化」にふさわしい内容の各規定等の見直しを行うものとする。

### 2 現代語化

片仮名文語体で表記されている保険法（商法（明治32年法律第48号）第2編第10章）の各規定について、平仮名口語体による表記に改めるとともに、解釈等の明確化についても、必要に応じて規定の整備を行うものとする。

（後注） 保険法の現代化の対象は、2の商法第2編第10章の各規定を中心とする保険契約に妥当する私法であるが、海上保険契約に関する規定（商法第3編第6章）については、海商法の他の規定と密接に関連するものであり、かつ、高度に専門化された分野に属するものであるから、陸上保険契約に関する規定とは別に、将来の海商法の現代化において検討することが適当である（保険法の現代化に際しては、所要の規定の整備にとどめるものとする。）。

## 第2 保険契約の意義

（前注） 「保険」という用語の意義に関しては、保険法において定義を設けるべきとの考え方もあり得るものの、広く保険制度全般に関わる問題であり、比較法的にも保険法においてそのような規定を設ける例は見当たらないことから、現行商法と同様に解釈にゆだねるのが相当である。

なお、一般に、保険とは、①一方当事者が金銭を拠出すること（保険料）、②他方当事者が偶然の事実の発生による経済的損失を補てんする給付をすること（保険給付）、③①と②が対立関係に立つこと、④①の金銭の拠出総額と②の補てんのための給付の総額が等しくなるように事前に①と②の設定をすること（収支相等原則）、⑤①の拠出をする場合にその額は個々の当事者の偶然の事実の発生の確率に応じて設定されること（給付反対給付均等原則）を満たすものをいうとされており（以上の各要素には濃淡があり、とりわけ④及び⑤の要素については、どの程度満たされれば保険に当たるのかが必ずしも明らかでなく、明確な一線を画することのできない場合が少なくない等との指摘がされている。）、これによると、①から⑤までの各要素を満たすものであれば、名称のいかんを問わず、これに当たることになる（商法制定時に想定されていた営利保険及び相互保険だけでなく、例えば共済もこれらの各要素を満たすものは含まれる。）。

### 1 損害保険契約

損害保険契約は、当事者の一方が一定の偶然の事故によって生ずることのある

損害をてん補することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(注) 「偶然の」とは、保険契約成立の時に於いて、保険事故の発生と不発生とがいずれも可能であつて、そのいずれともいまだ確定していないことを意味するが、このことは保険の本質的属性として、又は「事故」という文言で表されているものとして、削除すべきであるとの考え方がある。

## 2 生命保険契約

生命保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の生存又は死亡に関して一定の金額を支払うことを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(注) 保険の本質的属性として金銭によるてん補という要請はないことから、保険者が現物給付をすることを約することが可能であることを明確にするため、例えば、「一定の金額を支払う」という文言を「一定の給付をする」とすべきであるとの考え方がある。

## 3 傷害・疾病保険契約

傷害・疾病保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者において傷害を受けたこと若しくは疾病にかかったこと又はこれらを原因とする人の状態に関して一定の金額を支払うことを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(注) 1 傷害保険契約は被保険者が故意によらずに傷害を受けたときに保険金を支払う契約である旨を明示すべきであるとの考え方がある。

2 傷害・疾病等を原因として支出される費用等の損害をてん補する保険契約（純粋な意味における損害てん補方式の傷害・疾病保険契約）は、1の損害保険契約に当たる。

3 2の（注）と同様に、保険者が現物給付をすることを約することが可能であることを明確にすべきであるとの考え方がある。

## 第3 各保険契約に共通の事項

### 1 保険契約の成立

#### (1) 遡及保険契約

保険契約において、保険期間の開始の時期を契約締結の時よりも前にさかのぼらせる旨を定めることができるものとするが、一定の場合には、当該定めは無効となるものとする。

(注) 「一定の場合」として、例えば、「保険契約の申込みの時に保険契約者、被保険者若しくは保険金受取人が保険事故の既に発生していることを知っていたとき、又は

保険契約の承諾の時に保険者が保険事故の発生していないことを知っていたとき」とすることが考えられるが、なお検討する必要がある。

## (2) 保険証券

- ① 保険者は、保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に対し、保険証券（仮称）を交付しなければならないものとする。
- ② 保険者は、保険証券に次に掲げる事項を記載し、署名又は記名押印しなければならないものとする。
  - (ア) 保険者の負担した危険
  - (イ) 損害保険契約にあつては、保険価額を定めたときは、その価額
  - (ウ) 保険金額
  - (エ) 保険料及びその支払の方法
  - (オ) 保険期間
  - (カ) 保険契約者の氏名又は名称
  - (キ) 被保険者の氏名（損害保険契約にあつては、被保険者の氏名又は名称）
  - (ク) 生命保険契約又は傷害・疾病保険契約にあつては、保険金受取人を定めたときは、その者の氏名又は名称
  - (ケ) 保険契約締結の年月日
  - (コ) 保険証券作成の年月日
- ③ 保険者は、①に規定する保険証券の交付に代えて、政令で定めるところにより、保険契約者の承諾を得て、保険証券に記載すべき情報を電磁的方法により提供することができるものとする。この場合においては、保険者は①の規定により保険証券を交付したものとみなすものとする。
- ④ ③の電磁的方法が行われる場合において、その方法により作られる電磁的記録に記録された情報については、保険者は、署名又は記名押印に代わる措置として法務省令で定めるものをとらなければならないものとする。

- (注) 1 商法第649条及び第679条は、名称を「保険証券」としているが、保険証券は私法上の有価証券ではなく、証拠証券にすぎないとされていることから、法令上の名称は「保険証券（仮称）」とするものとする。
- 2 高度情報化社会に対応し、多様なニーズにこたえるため、保険証券の交付を電磁的方法で行うことができるものとする。
- 3 商法第649条第2項第1号の「保険ノ目的」及び同法第679条第1号の「保険契約ノ種類」については、②(ア)の「保険者の負担した危険」として記載するものとし、統合することとしている。また、同法第649条第2項第9号の「保険証券ノ作成地」（同法第679条において生命保険証券の記載事項ともされている

る。)は、その意義が失われているものとして、保険証書の記載事項から削除するものとする。

### (3) 他人のためにする保険契約

【損害保険契約の場合は被保険者】【生命保険契約又は傷害・疾病保険契約の場合は保険金受取人】が第三者であるときは、その第三者は、当然に保険契約の利益を受けるものとする。

(注) 保険契約は他人のためにも締結することができること及び保険契約者が保険料を支払う義務を負うことを規定する商法第647条(同法第683条第1項において生命保険契約について準用される。)の規律は、当然のことを規定したにすぎないものとして、削除するものとする。

### (4) 危険に関する重要な事実についての不告知等による解除(いわゆる告知義務違反による解除)

① 保険契約の締結に際し、保険契約者又は被保険者が保険者から告知することを求められた危険に関する重要な事項について故意又は重大な過失によって事実を告知せず、又は不実の告知をした場合には、保険者は、契約を解除することができるものとする。ただし、保険契約者又は被保険者が事実を告知せず、又は不実の告知をしたことを保険者が知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、この限りでないものとする。

② ①に規定する場合には、保険者は、①の解除に代えて、保険契約者に対し、相当の期間を定め、その期間内に保険期間が開始した時からの保険料を増額することを承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができるものとする。この場合において、保険契約者がその期間内に保険者に対して確答をせず、又は承諾をしない旨を確答したときは、契約は、確答をしなかったときはその期間の満了時に、承諾をしない旨を確答したときはその確答の時に、それぞれ解除されたものとみなすものとする。

③ 保険契約が①の規定により解除され、又は②の規定により解除されたものとみなされた場合には、その前に発生した保険事故については、当該保険事故の発生が告知せず、又は不実の告知をした事実に基づかないことを【損害保険契約の場合は保険契約者又は被保険者】【生命保険契約又は傷害・疾病保険契約の場合は保険契約者、被保険者又は保険金受取人】において証明した場合を除き、保険者は、【損害保険契約の場合は当該保険事故によって生じた損害をてん補する】【生命保険契約又は傷害・疾病保険契約の場合は保険金を支払う】責任を負わないものとする。



④ ①の解除権及び②の催告権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。保険契約の成立の時から5年を経過したときも、同様とするものとする。

(注) 1 告知の義務は、商法第644条第1項本文及び第678条第1項本文が定めるような自発的に申告すべき義務ではなく、質問に回答すべき義務とするものとする。

2 商法第644条第1項本文とは異なり、損害保険契約においても被保険者を告知すべき義務を負う者に含めるものとする。

3 ①の「危険に関する重要な事項」は、保険者が危険を評価し、保険契約締結の可否又はその内容を決定するに当たりその判断に影響を及ぼすべき事項がこれに当たるが、その明確化について、なお検討する必要がある。

4 保険者が書面によって告知することを求めた事項や生命保険契約又は傷害・疾病保険契約において医師が口頭によって告知することを求めた事項については、これらを「危険に関する重要な事項」と推定する旨の規定を設けるべきであるとの考え方がある。

5 ②の考え方に関し、告知義務違反の効果について、不告知又は不実告知が被保険者等の故意、重過失又は過失のいずれに基づくものであるかで場合分けした上で、現行商法のように一律に解除権の付与で規律する（いわゆるオール・オア・ナッシング主義）のではなく、それぞれについて異なる客観的な危険の程度等に応じた効果を規定すべきであるとの考え方（いわゆるプロ・ラタ主義）を含め、なお検討する必要がある。

6 保険募集人による告知妨害があった場合については、告知義務違反による解除ができない旨の規定を設けるべきであるとの考え方がある。

#### (5) 他の保険契約の存在及び内容等についての不告知等による解除（いわゆる他保険契約の告知義務違反による解除）

保険契約の締結に際して保険契約者等に他の保険契約の存在や内容等に関する告知義務を課し、その違反については契約の解除等を行うことができるものとするに関し、次の考え方がある。

A案 いずれの種類保険契約についても、規定を設けるものとする考え方

B案 損害保険契約については規定を設けるが、生命保険契約及び傷害・疾病保険契約については特段の規定は設けないものとする考え方

C案 いずれの種類保険契約についても、特段の規定は設けないものとする考え方

(注) A案又はB案を採る場合には、解除等の効果が認められるための要件を法文上適切に設定する必要がある。また、C案を採る場合にも、(4)の(注)3の「危険に関

する重要な事項」の解釈として同様の規律が認められるとする立場があり得るほか、現行の損害保険の実務のように約款で規定を設けることは妨げられない。

(後注) 保険金不法取得目的の保険契約は無効である旨の規定を設けるべきであるとの考え方があがるが、その採否を考えるに当たっては、公序良俗に関する民法第90条との関係を整理した上で、「不法取得目的」の明確化等について検討する必要がある。

## 2 保険契約に基づく給付

### (1) 保険料の支払時期及び支払場所

保険契約における保険料の支払時期及び支払場所に関する特別な規定は、設けないものとする。

(注) 1 いわゆる責任開始条項(保険料領収前免責条項)について、特段の規定は設けないものとする。

2 保険料の不払を理由とする解除の要件に関する特別な規定(約款等によっても催告を不要とすることはできないとすること等)は、設けないものとする。

### (2) 保険料不可分の原則

保険契約が解除され、若しくは失効した場合又は保険料減額請求の場合の保険者による保険料の取得の範囲に関し、いわゆる保険料不可分の原則を明示する規定は設けないものとする。

(注) 商法第655条の規定は、その反対解釈として保険料不可分の原則を前提としたものと解されることがあがるが、このような規定は設けないこととする結果、保険法自体が同原則を採用したということにはならないため、結局、同原則の採否は個々の保険契約の定めによることとなり、同原則を採ったと解釈される保険契約においては、保険者は当該保険料期間に対応する保険料は未経過分も取得することができることになる。

### (3) 消滅時効期間

① 保険金請求権及び保険料相当額の返還請求権の消滅時効期間に関し、次の考え方があがる。

A案 いずれの種類の種類保険契約についても、3年とする考え方

B案 損害保険契約については2年とし、生命保険契約及び傷害・疾病保険契約については3年とする考え方

C案 いずれの種類の種類保険契約についても、2年とする考え方

② 保険料請求権は、1年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

(注) 生命保険契約及び傷害・疾病保険契約において、保険料積立金返還請求権（又は解約返戻金請求権（4(2)の(注)2参照）の消滅時効期間は、①の消滅時効期間と同じ期間とする。

(後注) 1 保険契約に関する総則的・一般的な規定として、保険契約においては、関係当事者が保険の健全性を確保するために互いに協力する義務を負う旨の規定を設けることについて、重大事由による解除（第4の1(1)タ、2(7)、3(4)）や説明義務（第4の1(1)コの(注)2、2(3)の(注)2、3(3)の(注)1）との関係において、なお検討する必要がある。

2 保険金請求権に対する差押えを一定の範囲で禁止すべきであるとの考え方がある。

### 3 保険契約の変動

#### (1) 危険の増加

- ① 保険契約の締結後に、【損害保険契約の場合は当該契約の締結に際して保険者から告知することを求められた危険に関する重要な事項】【生命保険契約又は傷害・疾病保険契約の場合は当該契約の締結に際して保険者から告知することを求められた危険に関する重要な事項のうち一定の事項】に変更が生じたことにより、危険が増加した場合には、保険契約者又は被保険者は、遅滞なく、保険者に対し、その事実を通知しなければならないものとする。
- ② ①に規定する場合には、保険者は、保険契約を解除することができるものとする。
- ③ ①に規定する場合には、保険者は、②の解除に代えて、保険契約者に対し、相当の期間を定め、その期間内に保険者において当該危険の増加を知った時（保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって①の事実を通知せず、又は不実の通知をした場合にあつては、当該危険の増加時）からの保険料を増額することを承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができるものとする。この場合において、保険契約者とその期間内に保険者に対して確答をせず、又は承諾をしない旨を確答したときは、契約は、確答をしなかったときはその期間の満了時に、承諾をしない旨を確答したときはその確答の時に、それぞれ解除されたものとみなすものとする。
- ④ 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって①の事実を通知せず、又は不実の通知をした場合において、保険契約が②の規定により解除され、又は③の規定により解除されたものとみなされたときは、①に規定する危険の増加時から解除され、又は解除されたものとみなされた時までの間に発生した保険事故については、当該保険事故の発生が通知せず、又は不実

の通知をした事実に基づかないことを【損害保険契約の場合は保険契約者又は被保険者】【生命保険契約又は傷害・疾病保険契約の場合は保険契約者、被保険者又は保険金受取人】において証明した場合を除き、保険者は、【損害保険契約の場合は当該保険事故によって生じた損害をてん補する】【生命保険契約又は傷害・疾病保険契約の場合は保険金を支払う】責任を負わないものとする。

- ⑤ ②の解除権及び③の催告権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。①に規定する危険の増加時から5年を経過したときも、同様とするものとする。

- (注) 1 ①の「一定の事項」は、職種、就業場所、旅行先その他の被保険者の環境に関する重要な事項がこれに当たるが、その具体的な内容等については、なお検討する必要がある。
- 2 いわゆるプロ・ラタ主義（告知義務違反の場合とは異なり、不通知又は不実通知の事実の有無に関わらず、危険の程度等に応じた効果を規定すべきであるとも考えられる。）について、なお検討する必要があることにつき、1(4)の(注)5参照。
- 3 ①に関し、一定の場合には、危険の増加した後ではなく、あらかじめ通知をしなければならないものとするべきであるとの考え方がある。
- 4 商法第656条及び第657条（同法第683条第1項において生命保険契約について準用される。）とは異なり、危険の変更による解除等については規定しないものとする。
- 5 いわゆる他保険契約の通知義務については、1(5)の本文と同様に複数の考え方がある。

## (2) 危険の減少

保険契約の締結後に、【損害保険契約の場合は当該契約の締結に際して保険者から告知することを求められた危険に関する重要な事項】【生命保険契約又は傷害・疾病保険契約の場合は当該契約の締結に際して保険者から告知することを求められた危険に関する重要な事項のうち一定の事項】に変更が生じたことにより、危険が減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって保険料の減額を請求することができるものとする。

- (注) 1 商法第646条（同法第683条第1項において生命保険契約について準用される。）は、当事者が特別の危険をしんしゃくして保険料の額を定めた場合に限った規定としているが、本文では、(1)との均衡等を考慮し、危険が（著しく）減少した場合一般について保険料の減額請求を認めることとしている。
- 2 「一定の事項」の意義については、(1)の(注)1参照。

- 3 危険が減少した場合、その程度によっては、保険契約者が4(1)の任意解除権を行使することもあると考えられる。

### (3) 保険者の破産

- ① 保険者について破産手続開始の決定があったときは、保険契約者は、保険契約を解除することができるものとする。
- ② ①の規定により解除されなかった保険契約は、破産手続開始の決定があった日から3か月を経過したときは、その効力を失うものとする。

### (4) 他人のためにする保険契約における保険契約者の破産

他人のためにする保険契約における保険契約者の破産に関する商法第652条(同法第683条第1項において生命保険契約について準用される。)の規律は、削除するものとする。

- (後注) 1 保険金請求権等の保険契約に基づく保険者に対する権利を目的とする質権については、保険法に特段の規定は設けないものとする。
- 2 保険金請求権その他の保険契約に基づく保険者に対する権利について、保険者の財産に対する一般先取特権を付与すべきであるとの考え方がある。

## 4 保険契約の終了

### (1) 保険契約者による任意解除

保険契約者は、いつでも保険契約を解除することができるものとする。

- (注) 商法第653条(同法第683条第1項において生命保険契約について準用される。)は、保険者の責任開始前の任意解除についてだけ規定しているが、保険者の責任開始後についても、保険契約者による任意解除を認めるものとする。

### (2) 解除の効果

保険者の責任が開始した後に保険契約が解除された場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

- (注) 1 商法は、保険契約に関し、解除の将来効を一般的に定めることはせず、告知義務違反による解除(商法第645条第1項(同法第678条第2項において準用する場合を含む。))、保険者の破産に基づく解除(商法第651条第1項ただし書(同法第683条第1項において準用する場合を含む。))及び危険の変更又は増加による解除(商法第657条第1項ただし書(同法第683条第1項において準用する場合を含む。))の場面において個別に解除の将来効を規定するにとどめているが、保険料の不払に基づく債務不履行による解除(民法第541条)等の

場合を含め、解除の将来効を定める一般的な規定を設けるものとする。

- 2 保険契約が解除され、又は失効した場合の効果としては、保険料積立金の返還及び保険者の費用償還について規定を設けることが考えられるが、実務において行われているいわゆる解約返戻金に関する規律との関連に留意し、検討する必要がある。

- (後注) 1 保険契約の全部又は一部が無効である場合において、保険契約者、被保険者又は保険金受取人に〔悪意〕〔悪意又は重大な過失〕があるときは、当該保険契約の締結時において〔善意であった〕〔善意であり、かつ、重大な過失がなかった〕保険者は、收受した保険料の全部又は一部の額に相当する金銭の返還義務を負わないものとする旨の規定を設けるべきであるとの考え方がある。
- 2 保険法においては、営利保険、相互保険及び共済という分類に由来する特別な規定は、設けないものとする。

## 第4 各保険契約に固有の事項

### 1 損害保険契約

#### (1) 損害保険契約に共通の事項

##### ア 被保険利益

損害保険契約は、金銭に見積もることができる利益に限り、その目的とすることができるものとする。

(注) 利得禁止原則（実際に被った損害を超える保険給付は受けられないという原則をいい、これを狭義の利得禁止原則（損害を補たる保険給付をすることが要求されるという意味）及び広義の利得禁止原則（公益の観点から容認されない著しい利得をもたらす保険給付をすることのみが禁止されるという意味）に分ける見解や、更に細分化して、最狭義の利得禁止原則（前述の狭義の利得禁止原則と同義）、狭義の利得禁止原則（損害を補方式よりは緩やかな保険給付も容認するが、損害と保険給付との間の関連性を説明できない保険給付は容認されないという意味）及び広義の利得禁止原則に分ける見解等がある。）に関し、これを直接定める明文の規定は設けないものとする。

##### イ 他人のためにする損害保険契約

保険契約者が他人を被保険者として締結する損害保険契約において、保険契約者が被保険者から委任を受けずに契約を締結した場合に、保険契約者が保険者に対して委任を受けていない旨を告げなかったときは、当該損害保険契約を無効とする旨を規定する商法第648条前段の規律は、削除するものとする。

## ウ 免責

- ① 保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。
  - ② 保険者は、次の(ア)又は(イ)に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。
    - (ア) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱
    - (イ) 地震、噴火、津波その他これらに準ずる天災
- (注) 商法第641条に規定する「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗」は、法定の免責事由とはしないものとする。

## エ 保険金額が保険価額を超える場合の保険料等減額請求

保険金額が保険価額を超える場合において、保険金額を当該保険価額まで減額すれば保険料も減額されることとなるときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって当該保険金額及び保険料の減額を請求することができるものとする。

- (注) 1 超過保険契約（保険金額が保険価額を超過する損害保険契約をいう。）に関する商法第631条とは異なり、超過保険契約を一律に無効とするという規律は設けないものとする。本文は、これを前提として、保険契約締結時に保険金額が保険価額を超過していた場合（上記の商法第631条に相当する場合）及び保険契約締結後に保険価額が減少したことにより保険金額が保険価額を超過した場合（同法第637条に相当する場合）について、統一的な規律として、保険契約者による保険料等の減額請求を認める規定である。
- 2 重複保険の場合において、保険契約者は、全部又は一部の保険契約につき、保険金額及び保険料の減額を請求することができるものとする。また、この場合において、保険契約者は、その選択する保険契約につき、これを将来に向かって解除することができるものとする考え方の当否について、保険契約者の任意解除権（第3の4(1)参照）との関係に留意しつつ、なお検討する必要がある。
  - 3 一部保険契約において、保険期間中に保険価額が減少したが、保険金額は保険価額を超えず、単に付保割合が変更されたにとどまる場合にも、保険契約者の保険金額及び保険料の減額請求を認めるべきであるとする考え方の当否について、なお検討する必要がある。

## オ 損害額の算定

- ① 保険者がてん補すべき損害の額は、その損害が生じた地におけるその時

の価額によって定めるものとする。

- ② ①の損害の額の算定に必要な費用は、保険者の負担とするものとする。

#### カ 一部保険

保険金額が損害の生じた時における保険価額に満たないとき（以下「一部保険契約」という。）は、保険者は、保険金額の保険価額に対する割合に応じて、損害をてん補する責任を負うものとする。

#### キ 評価済保険

オの①の規定にかかわらず、損害保険契約の当事者が契約の締結の時に保険価額を定めた場合には、保険者がてん補すべき損害の額は、当該保険価額（以下「評価済保険価額」という。）によって定めるものとする。ただし、評価済保険価額が損害の生じた時における保険価額を著しく超えることを保険者が証明したときは、この限りでないものとする。

- (注) 1 商法第639条は、評価済保険価額を保険者がてん補すべき損害の額とすることができることを前提とした規定であることから、本文はこのことを直接明示するものである。
- 2 ただし書が適用される場合には、評価済保険の合意の効力は全面的に失われ、未評価済保険の一般原則に従って実際の保険価額を基準に損害のてん補がされることになる。
- 3 ただし書が適用される場合には、保険料と保険金額との均衡という観点から、保険者が評価済保険であることを前提として取得していた保険料について返還する必要がある、その仕組みについて、なお検討する必要がある。

#### ク 重複保険

- ① 同一の目的物につき保険事故及び被保険利益の全部又は一部を共通にする二以上の損害保険契約が締結された場合において、これらの保険金額の合計額が損害の生じた時における保険価額を超えるとき（以下「重複保険」という。）は、保険者は、被保険者に対し、各自が連帯して保険金を支払う責任を負うものとする。
- ② ①の場合における各保険者の負担部分は、すべての保険者の責任額の合計額に対する当該各保険者の責任額の割合によるものとする。
- ③ ②の負担部分を超えて損害をてん補した保険者は、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償することができるものとする。
- ④ 重複保険において、被保険者が一の保険契約に基づく保険金請求権を放



棄したときは、他の保険者は、損害の額から当該放棄を受けた保険者の負担部分を控除した額をてん補するものとする。

(注) 1 商法第632条から第634条までは、同時重複保険と異時重複保険とに分けて効果を規定しているが、そのような区別はしないこととし、また、重複保険であっても、すべての保険契約が有効であることを前提としつつ、被保険者は、その任意に選択する保険契約に基づいて、損害のてん補を請求することができることとしている（いわゆる独立責任額連帯主義の採用）。

なお、この場合の保険者の責任は、いわゆる不真正連帯債務であり、連帯債務に関する民法第434条から第439条までの規定は適用されない。

2 重複保険の効果に関し、独立責任額按分主義（重複保険におけるすべての契約を有効として、各保険者は、その責任額の割合に応じて損害てん補義務を負うこととなり、各保険者間に求償関係を生じないとする考え方をいう。）を法律上採用すべきであるとの考え方があるが、この考え方においては、超過保険契約を無効としない（エの（注）1参照）こととの関連において、保険料の全額の取得をどのように根拠付けるかといった問題を解決する必要がある。

3 ④については、その必要性について、なお検討する必要がある。

4 保険者による保険金額及び保険料の減額請求等について、なお検討する必要がある。

## ケ 損害防止義務

① 保険契約者又は被保険者は、損害を防止しなければならないものとする。

② 損害の防止のために必要又は有益であった費用は、保険者の負担とするものとする。

③ ②の費用の額と損害のてん補額との合計額が保険金額を超えるときでも、保険者の負担とするものとする。

④ カの規定は、②の費用について適用するものとする。

(注) 1 商法第660条は、文言上は損害防止義務を被保険者のみの義務としているが、契約の本来的当事者である保険契約者も義務者であることを明示するものとする。

2 ①の「損害を防止」及び②の「損害の防止」の意義については、更に明確化することについて、なお検討する必要がある。

## コ 損害発生のお知らせ義務

保険事故の発生によって損害が生じた場合において、保険契約者又は被保険者がこれを知ったときは、保険契約者又は被保険者は、遅滞なく、保険者

に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(注) 1 商法第658条は「通知ヲ発スルコトヲ要ス」としているが、現代の通信手段の発達にかんがみ、到達主義の原則によるものとする。

2 保険契約者及び被保険者の説明義務に関する規定を設けることの必要性については、第3の2の(後注)1の規定との関連に留意して、なお検討する必要がある。

#### サ 損害発生後における保険の目的物の滅失

損害発生後における保険契約の目的物の滅失に関する商法第659条の規律は、削除するものとする。

#### シ 保険金の支払時期

① 保険者は、保険事故が発生した後、被保険者から保険金の支払請求があったときは、直ちに、保険金を支払わなければならないものとする。

② ①の規定にかかわらず、保険者が損害のてん補に関する調査をする必要があるときは、その必要な調査が終了した後、直ちに、保険金を支払わなければならないものとする。

(注) ②の「その必要な調査」は、客観的に合理的なものでなければならないが、その明確化について、なお検討する必要がある。

#### ス 残存物代位（保険の目的物の代位）

保険契約の目的物について保険者がてん補することを約した損害の全部が生じた場合において、保険者が被保険者に対しててん補すべき損害の額の全部を支払ったときは、保険者は、当該目的物について被保険者が有する権利を当然に取得するものとする。ただし、一部保険契約の場合においては、保険者が取得すべき権利は、保険金額の保険価額に対する割合によって定まるものとする。

#### セ 請求権代位（第三者に対する権利の代位）

① 保険事故による損害が生じたことにより被保険者が第三者に対して権利を取得した場合において、保険者が被保険者に対しててん補すべき損害の額を支払ったときは、保険者は、その支払った金額の限度において、そのてん補された損害について被保険者が第三者に対して有する権利を当然に取得するものとする。

② 被保険者が第三者に対して有する権利の額が被保険者の損害額を下回

る場合には、一部保険契約の保険者は、被保険者の権利を害しない範囲において、①に規定する権利を当然に取得するものとする。

- ③ 保険者が①又は②の規定により被保険者の権利の一部を取得した場合には、保険者は、被保険者の権利を害しない範囲において、その権利を行使することができるものとする。

(注) 1 ②は、請求権代位の趣旨を踏まえ、被保険者が損害の全部を回収し、それでもなお残る第三者に対する権利の部分だけが代位により保険者に移転するとの考え方（いわゆる差額説）による規定を設けるものである。

2 商法第662条第2項に相当する③の規律については、その明確化について、なお検討する必要がある。

## ソ 保険の目的物の譲渡

保険契約の目的物の譲渡に関する商法第650条の規律は、削除するものとする。

## タ 重大事由による解除

- ① 保険契約者又は被保険者が故意によって損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合、被保険者が当該保険者に対する保険金の請求に関して詐欺を行った場合その他の保険者に損害保険契約の継続を期待することができない事由があった場合には、保険者は、損害保険契約を解除することができるものとする。

- ② 保険契約が①の規定により解除された場合には、保険者は、①に掲げる事由があった後解除までの間に発生した保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(注) 1 学説上、保険契約者等が故意の保険事故招致や詐欺的な保険金請求をした場合等について、保険者は信頼関係の破壊を理由として保険契約を解除することができるという「特別解約権の理論」が確立しており、これを承認する下級審裁判例もあることを踏まえ、明文において認めようとするものである。

2 ②は、告知義務違反と同様に、解除の一般的な効果である将来効（第3の4(2)参照）を前提とした上で、既に保険事故が発生している場合については、重大事由による解除の法定の効果として免責を認めようとするものである。

## (2) 各損害保険契約に固有の事項

### ア 火災保険契約

#### (7) 火災による損害のてん補

火災保険契約（火災を保険事故とする損害保険契約をいう。以下同じ。）について、火災によって生じた損害はその火災の原因を問わず保険者がこれをてん補する責任を負う旨を定める商法第665条の規律は、削除するものとする。

#### (イ) 保険証券の記載事項

火災保険契約における保険証券に関し、その特別な記載事項を定める商法第668条の規律は、削除するものとする。

#### (ウ) 消防・避難による損害のてん補

火災保険契約においては、消防又は避難のために必要な処置によって契約の目的物に損害が生じたときは、保険者は、その損害をてん補する責任を負うものとする。

(注) 1 本文の規定の適用範囲に関し、契約の目的物自体に火災が発生した場合だけでなく、火災発生のおそれ（延焼のおそれ）がある場合も含めるべきであるとの考え方がある。

2 火災保険契約においては、保険者は、契約の目的物に生じた紛失又は盗難の損害をてん補する責任を負う旨の規定（旧商法（明治23年法律第32号）第665条参照）は、設けないものとする。

### イ 運送保険契約

運送保険契約（陸上運送の目的である運送品について、その運送に関する事故をもって保険事故とする損害保険契約をいう。以下同じ。）については、保険期間に関する商法第669条、保険価額に関する同法第670条、保険証券の特別な記載事項に関する同法第671条及び運送の中止又は変更に関する同法第672条の各規定を削除し、特別な規定は設けないものとする。

(注) 実務上、運送保険契約においては保険契約者が企業であることが通例であるといわれており、しかも、現代においては、運送保険契約の代替として責任保険契約が相当程度普及し、損害保険契約全体に占める運送保険契約の割合が小さくなっていることから、これらの状況を踏まえ、運送保険契約に関する固有の規定は設けないものとする。

### ウ 責任保険契約

#### (7) 保険者の責任

責任保険契約においては、保険者は、損害賠償の責任を負うことによって被保険者が被る損害をてん補するものとする。

- (注) 1 責任保険契約における保険事故については、(a) 被保険者が第三者に対して損害賠償責任を負ったことを保険事故とする方式（責任負担方式）、(b) 被保険者が第三者から損害賠償請求を受けたことを保険事故とする方式（請求事故方式）、(c) 被保険者が第三者に対して損害賠償責任を負ったことが発見されたことを保険事故とする方式（発見方式）があると一般にいわれているが、本文の規定によれば、これらのすべての方式に対応することができることになる。
- 2 被保険者に対して第三者からされる損害賠償請求について、被保険者のためにその防御を支援するための保険給付（いわゆる防御給付）を保険者の責任の内容として法定すべきであるとの考え方がある。
- 3 保険者の代理に関する規定（保険者は、第三者による損害賠償の請求につき、被保険者に代わって、自己の費用で、裁判上又は裁判外の防御をすることができ、被保険者は、保険者の要求に協力しなければならない旨の規定）は、設けないものとする。
- 4 保険事故発生後の無断承認禁止条項（責任保険契約の当事者は、被保険者が保険者の同意を得ないで第三者に損害賠償債務を弁済し、又は当該債務を承認したときは、保険者が責任を免れる旨を約定することができる旨の規定）は、設けないものとする。

#### (イ) 保険者に対する被害者の権利

責任保険契約のうち、一定の範囲に属するものについて、被害者（被保険者が損害賠償の責任を負う相手方である第三者をいう。以下同じ。）は、保険者に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をすべきことを請求することができるものとする。

- (注) 1 「一定の範囲」については、例えば、自動車保険や自転車保険における対人賠償責任保険契約のように、被害者が個人であるなど要保護性が強く、かつ、責任の有無やてん補すべき損害の内容の判断をある程度定型的に行うことができるようなものとするべきであるとの考え方がある。このような考え方の当否を含め、本文の損害賠償請求権（以下「直接請求権」という。）の在り方については、なお検討する必要がある。
- 2 商法第667条（保管者の責任保険に関する規定）を存置するかどうかについては、実務上の必要性等を踏まえ、なお検討する必要がある。
- 3 責任保険契約のうち、本文の「一定の範囲」に属さないものについては、被害者は、被保険者に対する損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金

について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利（特別の先取特権）を有するものとする考え方がある。

- 4 保険者が被保険者に対する責任の全部又は一部を免れる場合には、保険者は、その事由に基づく抗弁をもって被害者に対抗することができるとの規定を設けるべきかどうか等について、なお検討する必要がある。
- 5 被害者の保険者に対する直接請求権については、保険金請求権と同じ消滅時効期間を法定するものとする。

## エ 再保険契約

再保険契約について、特別な規定は設けないものとする。

## 2 生命保険契約

(前注) (1), (2), (3), (4)アの②, ④, (5)及び(6)は、生命保険契約のうち死亡保険について規定しているものである。

### (1) 他人の死亡の生命保険契約等における被保険者の同意

- ① 他人の死亡によって保険金の支払をすることを定める生命保険契約には、当該他人の同意がなければならないものとする。
- ② ①の生命保険契約によって生じた保険金請求権を譲渡し、又は質権の目的とするには、被保険者の同意がなければならないものとする。
- ③ 保険契約者が被保険者である場合において、被保険者の死亡によって保険金を受け取るべき者が保険金請求権を譲渡し、又は質権の目的とするには、被保険者の同意がなければならないものとする。

(注) 1 この被保険者の同意は、書面によらなければならないものとするべきであるとの考え方がある。

- 2 被保険者が未成年者の場合や、契約締結時において被保険者の同意が定型的に推定されるような場合の規律の在り方については、なお検討する必要がある。

### (2) 免責

- ① 保険者は、次に掲げる場合には、保険金を支払う責任を負わないものとする。
  - (ア) 被保険者が自殺によって死亡したとき。
  - (イ) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合においては、保険者は、その残額を支払う責任を免れることはできない。

(ウ) 保険契約者が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。

- ② 保険者は、戦争、内乱その他これらに準ずる変乱によって被保険者が死亡したときは、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(注) 1 ①の(ウ)については、免責となる期間を限定すべきでないという考え方と、一定の期間（例えば、保険者の責任が開始した時から2年又は3年とする。）に限定すべきであるという考え方とがある。

2 商法第680条第1項第1号に規定する「決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ」を法定の免責事由とはしないものとする考え方について、なお検討する必要がある。

### (3) 被保険者死亡の通知義務

保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(注) 1 商法第681条は「通知ヲ発スルコトヲ要ス」としているが、これを到達主義の原則によるものとする点については、1(1)コの(注)1参照。

2 保険契約者及び保険金受取人の説明義務に関する規定を設けることの必要性については、1(1)コの(注)2参照。

### (4) 他人のためにする生命保険契約

#### ア 保険金受取人の指定又は変更の意思表示

- ① 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人を指定し、又は変更することができるものとする。
- ② 被保険者の死亡によって保険金の支払をすることを定める生命保険契約において、被保険者でない保険契約者が保険金受取人を指定し、又は変更するには、被保険者の同意がなければならないものとする。
- ③ 保険契約者が保険契約を締結した後に保険金受取人を指定し、又は変更したときは、保険者に通知をしなければ、保険者に対抗することができないものとする。
- ④ 遺言によって保険金受取人の指定又は変更をすることができるものとする。

(注) 1 保険金受取人の指定又は変更権については、当然に保険契約者が有するものではなく、その旨の意思表示（商法第675条第1項ただし書）が必要と解されているが、実務上の取扱いを踏まえ、原則として保険契約者が有することを法文上明確にするものとする。

2 ④の場合に関し、迅速確実な保険金の支払の必要性という観点から、保険者に対する対抗要件具備の方法（③の規定参照）について、なお検討する必要がある。

ある。

- 3 保険金受取人の指定又は変更について、保険者の同意を効力要件とすべきであるとの考え方がある。

## イ 保険金受取人の死亡

- ① 保険金受取人が被保険者でない場合において、その保険金受取人が死亡したときは、保険契約者は、保険金受取人を変更しない旨を約したときであっても、保険事故が発生するまでは、保険金受取人を変更することができるものとする。
- ② ①に規定する場合において、保険契約者が保険金受取人を変更しない間に保険事故が発生したときは、保険金受取人の相続人（その者が相続の後保険事故が発生するまでの間に死亡した場合にあっては、その相続人）を保険金受取人とするものとする。

(注) 1 ②は保険金受取人となる者が誰かを定めたものであり、相続人が複数いる場合には、その権利の割合は、民法第427条の規定の適用により、（別段の意思表示がないときは、）平等の割合になると考えられる（最判平5・9・7民集47・7・4740参照）。

- 2 商法第675条第2項の規律（保険契約者が保険金受取人の指定又は変更権を留保している場合において、保険契約者がその権利を行使せずに死亡したときは、保険金受取人の権利は確定する。）は、削除するものとし、この結果、保険契約者が保険金受取人を指定し、又は変更しない旨を約した場合を除き、その相続人が保険金受取人を指定し、又は変更することができることになる。

## (5) 保険金の支払時期

- ① 保険者は、被保険者の死亡後、保険金受取人から死亡保険金の支払請求があったときは、直ちに、保険金を支払わなければならないものとする。
- ② ①の規定にかかわらず、保険者が被保険者の死亡に関する調査をする必要があるときは、その必要な調査が終了した後、直ちに、保険金を支払わなければならないものとする。

(注) ②の「その必要な調査」については、1(1)シの(注)参照。

## (6) 保険金受取人による保険契約者の地位の承継（いわゆる介入権）

保険契約者の経済的な破綻に伴って差押債権者等により保険契約が解除されるおそれが生じた場合について、一定の要件の下で、保険金受取人が保険契約者の地位を承継することができる制度を設けるものとする。



(注) 保険契約者が経済的に破綻し、差押えや破産手続開始の決定がされた場合には、解約返戻金を確保するために保険契約が解除されることがあるが、これでは保険金受取人の生活保障という生命保険契約の目的が達成されないこととなってしまう。そこで、現行の破産実務やドイツ法におけるいわゆる介入権を参考にして、差押債権者等の利益を害しない範囲で、モラル・ハザード防止や契約の相手方である保険者の立場にも配慮しつつ、一定の要件の下で、保険金受取人が保険契約者の地位を承継することができる制度について具体的に検討を進めるものとする。

### (7) 重大事由による解除

- ① 保険契約者又は保険金受取人が被保険者を殺害しようとした場合、保険金受取人が当該保険者に対する保険金の請求に関して詐欺を行った場合その他の保険者に生命保険契約の継続を期待することができない事由があった場合には、保険者は、生命保険契約を解除することができるものとする。
- ② 保険契約が①の規定により解除された場合には、保険者は、①に掲げる事由があった後解除までの間に発生した保険事故について、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(注) 1 (1)タの(注) 1及び2参照。

- (後注) 1 いわゆる全員加入の団体生命保険契約に関し、その保険金の全部を死亡退職金規程等に基づく給付をするための資金に充当するような場合については、(1)の①の規定にかかわらず、一定の要件の下に、被保険者の同意を不要とし、又は同意があったものとみなす旨の規定を設けるべきであるとの考え方があるが、なお検討する必要がある。
- 2 団体生命保険契約に関し、保険者は、保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に対して被保険者証（保険証券を簡素化したもの）を交付しなければならず、保険契約者は、その交付を受けた後、遅滞なく、被保険者に対して被保険者証を交付しなければならない旨の規定を設けるものとする考え方と、被保険者証に関する規定は設けないものとする考え方とがある。
  - 3 いわゆる年金保険契約に関し、消滅時効や差押禁止に関する特別な規定を設けるべきであるとの考え方がある。

## 3 傷害・疾病保険契約

(前注) 傷害・疾病等を原因とする死亡に関する給付を行う保険契約については、生命保険契約であるとする考え方と、傷害・疾病保険契約であるとする考え方とがあるが、この種類の保険契約の位置付けについては、傷害・疾病保険契約について生命保険契約とは異なる規律を設けるべきかという問題の結論を得た上で、いずれの規律によるべ

きかという観点からの検討を踏まえて判断する必要がある。

**(1) 他人の傷害・疾病等の保険契約等における被保険者の同意**

- ① 2(1)の①から③までと基本的に同様とするものとする。
- ② 他人の傷害・疾病等に関して保険金の支払をすることを定める傷害・疾病保険契約において、被保険者が保険金受取人である場合には、当該被保険者の同意を要しないものとする。

(注) 他人の傷害・疾病等に関して保険金の支払をすることを定める保険契約においては、保険契約者は、別段の意思を表示しない限り、被保険者を保険金受取人に指定したものとみなす旨の規定を設けるべきであるとの考え方がある。

**(2) 免責**

- ① 保険者は、被保険者、保険金受取人又は保険契約者（以下「被保険者等」という。）の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したときは、保険金を支払う責任を負わないものとする。
- ② 保険者は、次の(ア)又は(イ)に掲げる事由によって保険事故が発生したときは、保険金を支払う責任を負わないものとする。
  - (ア) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱
  - (イ) 地震、噴火、津波その他これらに準ずる天災

**(3) 傷害・疾病等の発生の通知義務**

被保険者等は、保険事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(注) 1 被保険者等の説明義務に関する規定を設けることの必要性については、1(1)コ(注)2参照。

2 保険者は、被保険者に対し、保険者の費用負担において、その指定に係る医師による診察を受けることを求めることができる旨の規定を設けるべきであるとの考え方がある。

**(4) 重大事由による解除**

- ① 被保険者等が故意によって当該保険契約に定める保険事故を発生させ、又は発生させようとした場合、保険金受取人が当該保険者に対する保険金の請求に関して詐欺を行った場合その他の保険者に傷害・疾病保険契約の継続を期待することができない事由があった場合には、保険者は、傷害・疾病保険契約を解除することができるものとする。

- ② 保険契約が①の規定により解除された場合には、保険者は、①に掲げる事由があった後解除までの間に発生した保険事故について、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(注) 1 (1)タの(注)1及び2参照。

#### (5) その他の規律

その他、2の「(4) 他人のためにする生命保険契約」、 「(5) 保険金の支払時期」及び「(6) 保険金受取人による保険契約者の地位の承継（いわゆる介入権）」と基本的に同様とするものとする。

### 第5 その他

#### 1 規定の性質（強行規定性）

保険契約者等を保護する観点から、保険法の一部の規定を片面的強行規定とすべきであるとの考え方があるが、個別具体的な規定に即して、なお検討する必要がある。

#### 2 必要な規定の整備

その他、所要の規定を整備するものとする。

## 保険法研究会メンバー

上 松 公 孝	三井住友海上火災保険株式会社経営企画部部長
大 村 敦 志	東京大学教授
沖 野 眞 巳	学習院大学教授
尾 崎 靖	日本生命保険相互会社取締役 (平成18年3月まで)
神 谷 高 保	法政大学教授
北 沢 利 文	東京海上日動火災保険株式会社理事, 個人商品業務部長
木 下 孝 治	同志社大学教授
小 林 研 一	日本生命保険相互会社取締役, 法務・コンプライアンス 統括部長 (平成18年4月から)
洲 崎 博 史	京都大学教授
竹 濱 修	立命館大学教授
野 村 修 也	中央大学教授
平 澤 宗 夫	第一生命保険相互会社支配人
○山 下 友 信	東京大学教授
山 田 誠 一	神戸大学教授
吉 田 均	社団法人日本共済協会常務理事

(○ 座長)